

# 平成29年度発電所に係る立入検査結果について

平成30年6月  
中部近畿産業保安監督部  
電力安全課

## 1. 立入検査の目的

管内の水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に対して、電気事業法（以下「法」という。）第107条第2項又は第3項の規定に基づき、技術基準適合状況、保安規程遵守状況及び主任技術者の業務状況等を調査し、保安の実態を把握するとともに、事故を未然に防止する等を目的にして、立入検査を実施しています。

## 2. 立入検査実施件数

平成29年度の立入検査は、水力発電所4カ所、火力発電所4カ所（うち、自家用2件）、太陽電池発電所2カ所（自家用）及び風力発電所2カ所（自家用）の合計12カ所に対して実施しました。

## 3. 不備事項及び件数

平成29年度は、前回立入検査から相当期間経過している発電所に加え、電気関係報告規則に基づき事故報告のあった事業場のうち、事故対応の実施状況の確認等が必要な事業場を勘案して、立入検査実施事業場を選定しました。

### (1) 水力発電所

水力発電所における立入検査を4カ所実施しました。検査の結果、不備事項は、表—1のとおりで、保安規程の遵守状況について不備が認められました。

内容は、保安規程で定められた記録が作成されておらず、記録の一部は、保安規程の様式に沿ったものとなっていない状況に加え、保安規程において様式が規定されていない記録がある発電所がありました。

また、ダム水路主任技術者が確認したという記録が残されていませんでした。

各事業場の保安を確保するには適正な記録の整備や管理、確認等が必要であり、保安規程を遵守することが重要であります。

	項目	件数	不備事項(具体例)
1. 手続き状況		0	
2. 保安規程遵守状況	A 保安管理体制	0	
	B 保安教育	0	
	C 電気工作物の巡視・点検及び検査	0	
	D 電気工作物の運転・操作	0	
	E 発電用電気工作物に対する保安の改善	0	
	F 記録	2	・保安規程で定められた記録が作成されていない。また、記録の一部は、保安規程の様式に沿ったものとなっていない。同様に保安規程において様式が規定されていない記録がある。 ・ダム水路主任技術者が確認したという記録が残されていない。
3. 技術基準遵守状況		0	
4. その他		0	

表—1 水力発電所における不備事項

## (2) 火力発電所

火力発電所における立入検査を4カ所実施しました。検査の結果、指摘事項は、表—2のとおりで、保安規程の遵守状況等について不備が認められました。

内容は、保安規程の細かいルールを細則で定めることとしていたものの、その細則で記録の保存期間が定められていませんでした。

また、保安規程で定めている保安教育が、立入検査前に一度だけ実施されたのみで計画的に実施されていませんでした。

保安規程の遵守は、自主保安活動における基本です。今一度、現場と各種規定などの確認を行うとともに、保安規程を遵守し保安の確保に努めて頂くようお願い致します。

現場の保安管理は、主任技術者をはじめとする現場の皆さんが一番よくご存じであり、日頃から現場の状況に注意を払って頂き、事故の未然防止に努めて頂きますようお願い致します。

	項目	件数	不備事項（具体例）
1. 手続き状況		0	
2. 保安規程遵守状況	A 保安管理体制	0	
	B 保安教育	1	・保安教育が計画的に実施されていない。
	C 電気工作物の巡視・点検及び検査	0	
	D 電気工作物の運転・操作	0	
	E 発電用電気工作物に対する保安の改善	0	
	F 記録	2	・保安規程の記録の保存期間が一部定められていない。
3. 技術基準遵守状況		0	
4. その他		0	

表－2 火力発電所における不備事項

### (3) 太陽電池発電所

太陽電池発電所における立入検査を2カ所実施しました。検査の結果、保安規程の遵守状況及び技術基準遵守状況について不備は認められませんでした。

しかしながら、今回検査対象とした1ヶ所は、太陽電池発電所の支持物の構造強度が技術基準を満足していない状態で施工され、積雪により太陽電池モジュール及び支持物の一部が破損した事故を発生させたことから、その再発防止対策として技術基準を満足するための大幅な改修措置を実施した事業場です。

太陽電池発電所の設置者及び主任技術者の皆様におかれましては、この事例を踏まえて、保有されている太陽電池発電所の支持物の構造強度が技術基準を満足しているか、今一度ご確認いただき、必要に応じて適切な補修措置を講じ、構外へパネル等を飛散させる事故等の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

### (4) 風力発電所

風力発電所における立入検査を2カ所実施しました。検査の結果、保安規程の遵守状況及び技術基準遵守状況について不備は認められませんでした。

しかしながら、平成29年度は、管内の風力発電所で1件の事故が発生しております。

保安規程や技術基準を遵守し、事故撲滅に努めていただきますようお願いします。

#### 4. 終わりに

平成29年度の立ち入り検査結果全体としては、保安規程の遵守状況の不備が一部認められました。

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安を一体的に確保することが必要な組織ごとに保安規程を定め、所轄産業保安監督部長等に届出するとともに、これを遵守しなければなりません。

事業用電気工作物の設置者及び主任技術者等におかれましては、自主保安体制の根幹となる保安規程について、当該組織の事業用電気工作物の保安を確保するために妥当なものかを注視するとともに、自主保安体制が十分機能していることを確認して下さい。